

平成28年6月24日

平成28年第2回岬町議会定例会

第3日会議録

平成28年第2回(6月)岬町議会定例会第3日会議録

○平成28年6月24日(金)午前10時30分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 坂原正勝	2番 辻下正純	3番 和田勝弘
5番 道工晴久	6番 松尾匡	7番 反保多喜男
8番 田島乾正	9番 奥野学	10番 出口実
11番 竹原伸晃	12番 小川日出夫	13番 中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	教育次長 廣田節子
副町長 中口守可	危機管理監 中田道徳
副町長 種村誠之	企画政策監 西 啓介
教育長 笠間光弘	水道事業理事 鵜久森 敦
まちづくり戦略室 長兼町長公室長 保井太郎	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事 しあわせ創造部 理 事 串山京子
総務部長 古谷清	都市整備部理事 家永 淳
財政改革部長 四至本直秀	財政整備部理事 早野清隆
しあわせ創造部長 古橋重和	
都市整備部長 木下研一	

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸 本 保 裕 議会事務局係員 池 田 雄 哉

○会 期

平成28年6月7日から6月24日（18日）

○会議録署名議員

6番 松 尾 匡 7番 反 保 多喜男

議事日程

日程第1		三常任委員長報告
日程第2	(追加) 議案第43号	工事請負契約締結の件 (道の駅みさき地域振興施設新築工事)
日程第3	(追加) 議案第44号	工事請負契約締結の件 (町有地法面改修工事)
日程第4	(追加) 議案第45号	工事請負契約締結の件 (いきいきパークみさき広場整備工事)
日程第5	(追加) 議案第46号	岬町多奈川地区財産区有地の処分の件

(午前10時30分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成28年第2回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時30分です。

本日の出席議員は、12名全員でございます。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、三常任委員長報告を議題とします。

6月8日の本会議において、事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただきました結果を、三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、反保多喜男君。

○反保事業委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたします。

6月8日の本会議において、本委員会に付託されました1件の議案については、6月10日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第42号、道の駅みさきの指定管理者の指定の件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

以上が審査経過及び結果であり、当委員会に付託されました1議案について、私の委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 事業委員長の報告が終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、奥野 学君。

○奥野厚生委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

6月8日の本会議において、本委員会に付託されました1件の議案については、6月14日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議案第41号、平成28年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された1議案について、私の委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、坂原正勝君。

○坂原総務文教委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告を行います。

6月8日の本会議において、本委員会に付託されました1件の議案については、6月15日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくご参照願ひします。

議案第41号、平成28年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された1議案について、私の委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから議案第41号「平成28年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号「平成28年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」について起立により採決します。本件についての厚生、総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生、総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第42号「道の駅みさきの指定管理者の指定の件」について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 反対ですか、賛成ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方、ございませんか。

それでは、竹原議員。

○竹原伸晃議員 道の駅みさきの指定管理者の指定の件で、私も委員会で審議に加わらせていただきました。

数点、疑問点がある中、きちっとした答弁をいただき、願ってもない、いい企業だなというように感じております。

また、行政の姿勢としましても、委員会資料の16ページにありますように、町長の答弁において、地元の産業、地元の雇用、地元の物産、そういうものはお互いに共存共栄を目指して進めていくというような答弁もいただきましたので、そういうところに配慮していただいているということもわかりましたので、賛成とさせていただきます。

○道工晴久議長 続いて、奥野 学君。

○奥野 学議員 賛成討論させていただきます。

株式会社プラスさんは、産直市場を大阪府、和歌山県、奈良県の3府県に17店舗を安定経営されております。

本町においても、地元の農産物及び水産物などの特産品の販売及び地元雇用も積極的に取り入れていただけるようで、地域振興にも大変寄与していただければ幸いです。

ただし、この道の駅のオープンは、第二阪和国道の全面供用開始と同時にとなると聞き及んでおります。第二阪和国道の供用が遅れると、道の駅のオープンも遅らせなければならなくなります。

第二阪和国道の供用時期を確定しないと指定管理者さんは来年3月までの準備期間とし、4月からの新規オープンで進められることとなりますので、株式会社プラスさんにご迷惑をかけないためにも、第二阪和国道の全面供用開始時期を一日も早く確定していただき、賛成討論といたします。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで討論を終わります。

これより議案第42号「道の駅みさきの指定管理者の指定の件」について、起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は全て議決されました。

各委員長さん、委員の皆さん、ご苦労さまでございました。

○道工晴久議長 日程第2、追加議案第43号「工事請負契約締結の件（道の駅みさき地域振興施設新築工事）」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 日程第2、議案第43号、工事請負契約締結の件（道の駅みさき地域振興施設新築工事）について、説明させていただきます。

道の駅みさき地域振興施設新築工事の施工に当たり工事請負契約を締結したいので、地方自治

法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、6月3日に入札を執行いたしました。

契約の方法は、制限付き一般競争入札。

契約金額は2億196万円。うち消費税及び地方消費税の額は1,496万円であります。

契約の相手方は、大阪府泉南市岡田6丁目31番22号 株式会社旭工建 代表取締役社長重里一文でございます。

次に、議案書に添付しております、資料の1枚目でございます入札結果（経過）調書により、契約に関する説明をさせていただきます。

この工事は、道の駅みさき地域振興施設新築工事を行うものでございまして、工期は議会の議決日から平成29年2月15日までとなっております。

本件の入札に当たりましては、制限付き一般競争入札を執行いたしました。

2枚目の、制限付き一般競争入札の経過、概要をご参照ください。

まず、4月13日に、岬町のホームページに平成28年度発注予定工事を掲載しまして、当該工事の発注予定時期や一般競争入札を行う予定であることなどを公表いたしました。

次に、4月28日に、地方自治法施行令第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定に基づきまして、ホームページに掲載する方法により入札公告を行いました。

この入札公告におきまして、予定価格が税抜きで2億3,570万円であること、また、予定価格が3,000万円以上のときに適用することとしております低入札価格調査制度の調査基準価格は税抜きで1億6,970万4,000円であることを公表いたしました。

また、この一般競争入札に参加する者に必要な資格、経営の規模等の要件を公表したところでございます。

主な資格は、特定建設業の許可を受けていること。大阪府内に本店または営業所を有すること。経営事項審査結果の総合数値が大阪府の発注基準に準じて定めました建築工事一式において840点以上1,120点未満であること。

一定の基準を満たす監理技術者を、この工事を行う期間中、専任で配置できる建設業者であることなどあります。

この資格制限をクリアする業者は、その時点で40社であると見込んでおりました。

5月2日から競争入札参加資格の確認申請の受付を始めまして、5月12日に受け付けを終了いたしました。

この間、13社から問い合わせ等がありましたが、結果として申請があったのは10社でござ

いました。

その後、参加資格の確認を行いまして、設計図書等に係る質疑を受け付け、回答をしました。資料の1枚目をご参照いただきたいと思います。

6月3日に入札を執行いたしました。辞退者がありまして、結果として6社が応札されました。入札の結果、記載のとおりでございまして、落札率は予定価格の79.34%となりました。

工事概要につきましては、資料の3枚目以降をご参照いただきたいと思います。

本工事は、道の駅みさき地域振興施設新築工事を行うものでございまして、3枚目には、その工事概要を記載しております。

施設の概要は、既にご承知のことと思いますが、建築面積が903.89平方メートル、延べ面積で778.84平方メートル、構造・階数は木造平家建て、ただし、展望台は2階建てであります。

その次のページには配置図を、また、さらにその次のページには平面図を載せております。その次には、立面図を載せておりまして、最終のページにはカラーの完成予想図を載せております。

提案理由及び工事の概要は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 詳細な資料までご配付いただきご準備いただきまして、ありがとうございます。

参考までにお尋ねをいたしますが、資料としてお付けいただいている平面図にかかわってお聞きをしたいと思います。

この施設は、災害発生時に避難拠点という一定の役割も担うということになってまいりますので、災害用の備蓄等については、今回、発注される予定である範囲の中に、どこかに備えられるのか。

そうであるならば、このどこになるのか。また、そうでないなら、どこを予定しているのかお聞きをしておきたいと思います。

それから、おもてなし提供のことに関わってお尋ねをするのですが、この平面図を見せていただく限り、建物内のどこで食事をとるといことになるのかがよくわかりませんので、その点についてもお聞きをしておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○道工晴久議長 答弁をお願いします。都市整備部理事、家永 淳君。

○家永都市整備部理事 ただいまのご質問の件でございますが、1点目の備蓄ということに関しては、国が防災施設ということで倉庫を整備する予定となっております。

大きさ的には30平方メートル程度なのですが、その中に、水とか乾パンとか備蓄していくというように計画しております。

また、おもてなしがございますが、どこで食べるかということでございますけれども、図面で交流イベントスペースの北側、海を望める側に少しカウンターを設置する予定としております。

また、買われた方は展望テラス、2階の部分へ上がって持って行っていただいて食べるというようなことも考えております。

また、イベント交流スペースの使い勝手によりますが、イベント開催時等には机等配置いただいて、そこでも食べられるのではないかと考えております。

○道工晴久議長 中原議員、よろしいですか。

○中原 晶議員 はい。

○道工晴久議長 他にございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 2点ございます。

1点は、入札について詳細な調書を見させていただいたのですが、13社から問い合わせがあつて、10社から申請があり、応札が6社だったということで、申請があつたところが入札してくれるのが普通かなと思うんですけども、なぜ6社になったのか、理由がわかればいいので、教えていただければと思います。

2点目は、決められた旭工建さんは道の駅の施設なり、類似の施設なり、ほかに施工例というのがあるのかどうか、把握されてるだけで結構ですので、例があれば教えていただきたいと思えます。お願いします。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 お答えいたします。

10社から申請があつて、最終的に6社が応札されたということでございますけれど、詳細な辞退理由は把握しておりません。

手持ちの工事の状況とか、その辺、各社の状況が違いますので、採算に合うかどうかということもいろいろ考えての応札であつたらうと。

逆に申し上げますと、10社の方、うちの施工図面なり、設計の図書を見て、その上で慎重に判断された上で応札されたのが結果として6社であつたと理解しておるところでございます。

2点目でございますが、施工例、この旭工建さんのホームページなど見させていただいてもわ

かるかと思うんですけれども、各種の福祉施設とか、土木工事の経験も十分ございますし、建設工事の実績もたくさんおありだと伺っております。

○道工晴久議長 他にございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第43号「工事請負契約締結の件（道の駅みさき地域振興施設新築工事）」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第3、追加議案第44号「工事請負契約締結の件（町有地法面改修工事）」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 日程第3、議案第44号、工事請負契約締結の件（町有地法面改修工事）について説明させていただきます。

町有地法面改修工事の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、5月27日に入札を執行いたしました。

契約の方法は指名競争入札。

契約金額は3,963万6,000円。うち消費税及び地方消費税の額は293万6,000円であります。

契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町深日1382番地 聖和産業株式会社 代表取締役呉海聖三でございます。

次に、議案書に添付しております資料の1枚目、入札結果（経過）調書をご参照いただきたいと思います。

契約に関する説明をさせていただきます。

この工事は、多奈川朝日地区のうち、町有地である法面の安全対策工事を行うものでございまして、工期は議会の議決日から平成29年3月31日までとなっております。

工事は土木一式工事でございます。

指名業者数は、調書記載のとおり14社でありまして、辞退者が5社ありまして、9社が応札されました。

入札予定価格は税抜きで5,184万3,000円でした。

予定価格が3,000万円以上のときは低入札価格調査制度を適用することとしておりまして、その調査基準価格は税抜きで4,095万5,000円でございます。

入札の結果でございますが、低入札価格調査基準価格と同額、または、それを下回る額で応札した業者が6社ありました。

この入札結果を踏まえまして、低入札価格調査基準価格を下回った業者のうち、最も価格の低い業者から当該金額で入札した理由、入札金額の積算内訳、手持ち工事の状況、資材購入先及び購入先と入札者との関係などに係る資料の提出を求めまして、5月31日にその内容の聴取を行いました。

その後、庁内関係課の職員で構成しております低入札価格調査部会を6月2日に開催しまして、今回の入札価格によって契約の内容に適合した履行が確保されるかどうかを業者からの提出資料などから調査を行いました。

この調査の結果、当該入札価格によりまして契約の内容に適合した履行が確保される内容であることが確認されましたので、当該業者を落札業者と決定し、工事請負に係る仮契約を締結したものでございます。

なお、落札率は予定価格の70.79%となっております。

工事概要につきましては、2枚目以降をご参照ください。

法面工一式でありまして、町有地の法面3カ所にそれぞれグラウンドアンカー工を施工しまして、法面の安定のための安全対策を施すものでございます。

次のページには施工箇所の位置図を載せております。

さらに、その次のページには標準横断図を載せております。

提案理由及び工事の概要は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第44号「工事請負契約締結の件(町有地法面改修工事)」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第4、追加議案第45号「工事請負契約締結の件(いきいきパークみさき広場整備工事)」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 日程第4、議案第45号、工事請負契約締結の件(いきいきパークみさき広場整備工事)について、説明させていただきます。

いきいきパークみさき広場整備工事の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、5月28日に入札を執行いたしました。

契約の方法は指名競争入札であります。

契約の金額は1億1,653万2,000円、うち消費税及び地方消費税の額は863万2,000円であります。

契約の相手方は、大阪府泉南市岡田6丁目31番22号 株式会社旭工建 代表取締役社長重里一文でございます。

次に、議案書に添付させていただいております資料の1枚目、入札結果(経過)調書をご参照ください。契約に関する説明をさせていただきます。

この工事は、いきいきパークみさき内におきまして広場整備工事を行うものでございます。

工期は議会の議決日から平成29年3月31日までとなっております。

工事は土木一式工事でございます。

指名業者数は、調書記載のとおり13社でございます。辞退者が3社ございました。10社が応札されました。

入札予定価格は税抜きで1億4,765万6,000円でした。

入札価格が3,000万円以上のときは低入札価格調査制度を適用することとしておりまして、その調査基準価格は税抜きで1億1,664万8,000円ございました。

入札の結果でございますが、低入札価格調査基準価格と同額、またはそれを下回る額で応札した業者が5社ございました。

この入札結果を踏まえまして、低入札価格調査基準価格を下回った業者のうち、最も価格の低い業者から当該金額で入札した理由、入札金額の積算内訳、また、手持ち工事の状況や資材購入先及び購入先と入札者の関係などに係る資料の提出を求めまして、6月8日にその内容の聴取をいたしました。

その後、庁内関係課の職員で構成しております低入札価格調査部会を6月13日に開催いたしまして、今回の入札価格によって契約の内容に適合した履行が確保されるかどうかを業者からの提出資料などから調査を行いました。

この調査の結果、当該入札価格によりまして契約の内容に適合した履行が確保される内容であることが確認されましたので、当該業者を落札業者として決定し、工事請負に係る仮契約を締結したものでございます。

なお、落札率でございますが、予定価格の73.08%となっております。

工事概要につきましては、次の2枚目以降に記載しております。

広場整備一式を施工するものでございます。

次のページには整備工事の位置図を載せておりまして、その次のページには全体計画平面図を載せております。

提案理由及び工事の概要は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま入札結果、経過についてもお示しいただいたところであります。

入札年月日についてもう一度、先ほど何月何日とおっしゃったかお聞きしたいということが1

点目です。

それから、入札結果（経過）調書ということで議案に添付した資料もご準備いただいております。その中で、今回契約をしたいということで提案されている株式会社旭工建さんのところの備考の欄に、最低価格という記載をされております。

これは、落札という表現と何が違うのか、参考までにお尋ねをしたいと思います。

それから、このたびも平面図等添付していただいておりますので、最後のページの平面図について、ちょっとお聞きをしたいのですけれども、全体の図面の右のほうに便所というところがありまして、その隣に長い四角が記載されているのですが、これは何なのか教えてもらいたいと思います。

それから、真砂土舗装の中に丸や楕円で記された図面があるんですけれども、それはどういうものをイメージしたらいいのかお聞きをしたいと思いますので、お願いします。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 お答えいたします。

入札年月日でございますが、私、ちょっと資料を確認せずに説明したかなと思うんですけども、確か5月28日と私、言ったかなと思うんですけども、資料にありますように、入札年月日6月3日でございます。

おわびして訂正させていただきます。

それから、入札結果（経過）調書でございますように、株式会社旭工建については最低価格という表記をしております。

先ほども説明させていただいたように、調査基準価格というのを持っております、予定価格より一定大きく下回った額で入札されますと、そういう低い金額で果たして施工が完全に履行されるのかという心配がございますので、そういう調査基準価格調査制度と呼んでいるんですけども、最低価格はあくまでこの業者であるけども、さらに業者から資料を求め、あるいは事情を聴取して、手持ちの工事の状況とか、その辺も含めて調査すると。その上で問題がないという判断ができれば仮契約するという意味でございます、そのために結果調書では落札あるなしに最低価格という表現で調書は作成させていただいているというところでございます。

○道工晴久議長 中原議員、よろしいですか。

丸いやつ何するのか。企画政策監、西 啓介君。

○西 企画政策監 中原議員のほうから整備の内容についてのご質問2点いただいておりますので、そちらのほうお答えさせていただきます。

まず、1点目のトイレの横のスペースでございますが、こちら、休憩スペースを整備する予定の場所でございます。今後、この場所に休憩のエリアとして整備する予定でございます。

それと、真砂土の間にある丸いマークでございますが、これはいわゆる築山と言われるもので、少しこんもりと盛ったものを、バリエーションを持たすためにつくるものでございます。

○道工晴久議長 お諮りします。

先ほどの入札年月日を再確認したいということでございますので、暫時休憩させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

中原 晶君。

○中原 晶議員 すみません、休憩の前にもう一つお答えをいただきたいと思うことがあって、休憩後でいいんですけど。

先ほど、入札結果（経過）調書の最低価格という記載の方法をとったことについてはご説明をいただいたところであります。

それで、私、今回はこの入札結果（経過）調書3通いただいているわけですね。追加議案、ただいま3件目になりますが、その3つについて非常に丁寧な資料をご準備いただいたと思っておりますし、また、説明の中でも丁寧な説明をいただいたと感じているところなんです。

ただ、この最低価格という表現を今回はとられてますが、条件としては、この前の議案についても同様の条件であるかなというように私は思うんですね。

低入札価格調査制度を適用するという条件もこの前に既に審議を終えているわけですが、同じなんですよ。

ですけど、前回の添付資料は落札、今、審議しているものについては最低価格という表現なので、何か違いがあるのかなと思ってお聞きをしたんです。

正式な議案書ということではありませんので、何か考え方の違いがあるのだったらお聞きしたいという程度のことですので、それも含めて後ほどご説明をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 暫時休憩します。

(午前11時12分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 お答えいたします。

再度確認をさせていただきました。

いきいきパークみさき広場整備工事の工事請負費に係る入札につきましては、6月3日に執行したところでございます。混乱させて申しわけございません。

それから、入札結果（経過）調書でございますが、ご指摘のとおり、今回、少し様式も変えましてなるべく詳細なデータを提供させていただこうということにしたわけでございます。

前件も調査基準価格を下回ったということで、本来、最低価格と記載したほうがよかったのかなと考えております。

結果として、最低価格で応札された結果、調査の結果、落札だという形になっているんですけども、調書の様式を変更したこともありまして、担当者間の少し意識の違いがありましたので、その辺、また十分注意して、意識の統一を図ってまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 中原議員、よろしいですか。

○中原 晶議員 はい。

○道工晴久議長 他にございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 中原議員と重複すると思うんですけど、ちょっと角度変えて確認します。

今回のいきいきパークみさき広場整備工事で一番気になったのは調査基準価格最低価格ですね、これ5社が全部その部分に入っていると。

そして、この説明の文言で最低価格と落札と、この意味、先ほど総務部長説明してくれたんですけども、あと、落札と最低価格とで、結局、今後の事業、工事するに当たって履行する担保が確保できるのかと。

ぶっちゃけ、私、個人的な意見で、5社、かなり最低価格をたたき合いしていると。それは安くしてもらったらありがたい話ですけども、ただ、本来、工事を担保できるのかと。ここが一番大事な面であって、何でもかんでも安けりゃいいでやってしまったら、それだけの保証を確保できるだけの部分を調査されたのか。

また、これ今後、落札じゃないので調査結果を踏まえて疑義があれば検討すると、そういうあやふやな今回の入札ですけども、その点、いかがですか。

幾らなんでも、5社もたたき合いして、低い部分について、最低価格でこれはOKというわけにいかんと思うんですね。落札と最低価格、文言の表現というのは私らまだ理解できないんですけども、その点、ちょっとまず説明していただきたいと思います。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 お答えいたします。

本件につきましては、低入札調査制度基準価格と同額またはそれを下回る額で応札した業者が5社あったわけでございます。

そのうち、最低の価格を提示したものと、まず事情なり聞いて、事情もあるんですけど、資料も提出させた上で、先ほど申し上げましたように確実な履行がなされるのか、確保できるのかというようなことを検討したわけでございます。

今回、調査基準価格が1億1,664万8,000円でございます、それを少し下回るという額でございました。

ただ、今回、内容を調査してみますと、直接工事費なり、純工事費がほぼ確保されていると。

また、内容によっては町の積算より多かった面もあったなということでございまして、中身的には業者の現場経費なりを削った上で応札してきたということが判明いたしました。

今回の業者につきましては、第二阪和国道関連で町内で何カ所か複数箇所工事を施工しているという、そういう事情もございまして、現場経費を削れたのだらうかと、そういうような向こうもそういう説明をしておりましたので、まず、工事費なりは確保されているところから確実な施工がされるものと考えたところでございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 今回の説明で、参入した事業所というのは、先ほど二国の関係でも実績があると、それは私も認めます。いろいろな機器類も持っていると、そういうことで結局、調査基準価格より下でも十分工事ができると、そういう企業の自信ですけども。

しかしながら、幾ら企業の力があるからといって、こういうたたき合いするのはいかなものかなと。

過去、町道の整備で、ちょっと金額忘れたけども1億数千万円の入札の部分でも五、六千万円でやった事業者があるんですわ。果たしてその事業者は、いろんな建設機械持ってるにしても、そこまで調査基準価格以下で、これ恐らく執行したような気がするんですけども。

それにあんまりエスカレートしないように、一応、やはり部会でもそういう検討して、あんまりひどい調査基準価格以下であつたら、また検討なりすべきと思うんですけど。

ですから、今回、最低価格でとどめて、あと調査するらしいですけど、調査結果どうなるのかと、そういう心配もしますので。

やっぱり町の財源が少なくていいんですよ。いいんですけども、私もある立場上、やはり何でも工事して放つたらかしじゃなくて、やっぱり監査せないかんですね、何でも。事後の監査をし

ないと、幾らなんでもやりっ放しで、あと確認もせんと、そんなことしたら、結局、最終的にはえらいこと。安く買って、安物買いの何じゃらという言葉もあるとおり、その点、今後、そういう方面、検討する考えないですか。

またぞろこういうようなこと出てきたら、こういう入札の作業されるのか、まず、ご意見いただきたいと思います。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 答えいたします。

過去にも、数はちょっとお答えできませんけども、低入札価格で応札された例は多数ございます。その都度、業者から資料を求め、説明を求めて職員のほうで確実な履行が担保されているのかというところを調査してきたところでございます。

今までの例では、ほとんどが純工事費といえますか、直接の工事費は確保された上で、自社の経費を削って応札されてきた事例が多うございました。

また、不誠実な履行といえますか、そういうものがなされたという事例もございません。

それぞれの業者の事情が違いますので、手持ちの工事の状況、また建設資材の手持ちの状況等、その辺十分調査して、今後もその辺は十分慎重に、言われる節、不十分な施工にならないように、その辺は十分注意していく必要があると考えております。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 私は何も重箱の隅をつついてるんじゃないんですよ。やっぱり、私のある立場上、やはりチェックをせんなん立場がございますので、この議案書の、冒頭でこういう指摘をしておかないと、指摘なしで、後でチェックして、こういうのは立場上、誤解を招きますので。正当な執行であれば、それにこしたことはないんです。

ですから、今回はこの部分については、一応、私なりの質問、指摘を申し述べて終わります。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 この資料の一番最後の平面図を見て、何点かご質問させていただきたいと思えます。

まず、向かって左側に小川のようなものがありますが、これはどういうものなのか。

そして、2点目に芝生競技広場ということで寸法も書いていただいておりますけれども、正式にどういうものが公式に競技ができるようなスペースになっているのか、わかればお願いいたします。

そして、以前、特別委員会で私も記憶の中でイメージ的な中からの資料があったように思うん

ですけれども、この芝生の周りに何かいろいろ植樹されて、桜が咲いたような絵を描いてたように思いますけれども、その周りの余ったスペースは植樹をされるのかどうか。

そして、この周りにずっとフェンスを張っているわけですが、そのイメージのときには芝生の上でお弁当でも食べているような絵があったように記憶してのですが、これは許可なくでは入れないものか、自由に誰でも入れるものなのか、その4点お願いいたします。

○道工晴久議長 企画政策監、西 啓介君。

○西 企画政策監 4点のご質問をいただきましたのでお答えさせていただきます。

まず1点目の、図面の左側というんですか、道路沿いに川があるという絵でございますが、これも既に現状できているものでございまして、なかなか水は実際流れてないんですけども、川的なものがもう既に現状としてはできてるものでございます。

それから、2点目の芝生広場の広さというご質問でございますが、絵に描かせていただきますように、少年サッカーであれば2面程度、それから、普通のサッカーでは1面程度の広さがとれる規模のものを考えてございます。

それと、3点目の植樹についてでございますが、周辺につきましては、できる限り植樹をして憩える広場とするように考えてございます。

4点目の、周りのフェンスでございますけども、多目的広場周辺、イノシシが非常によく出ます。芝生を張りますと、芝生を荒らされるという心配がございますので、イノシシ対策として、フェンスを巻く予定でございます。

ただ、日中につきましては扉をあけさせていただいて、自由に出入りできるようにする予定でございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 奥野議員の関連になります。私は、芝生競技広場について何点か聞きたいと思っております。

ただいまの答弁では、サッカー場と聞いておりますが、想定ではサッカー以外のスポーツ等々は想定されていないのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

また、この芝生広場というのはかなり管理費が高いと思います。今回の建設費用はこれだけというのが出ておりますけど、管理費用は大体年間幾らぐらいを見込んでいるのか、わかっただけいいので、答弁できないのであれば結構ですけど、その2点お願いします。

○道工晴久議長 企画政策監、西 啓介君。

○西 企画政策監 お答えさせていただきます。

今回の芝生広場の整備に当たりましては、岬町のスポーツ少年団でございます少年サッカーのクラブさん、それから、ラグビーのクラブさんからの強い要望を受けて整備を計画したものでございます。

特にラグビーさんにつきましては、現在、トップリーグで活躍したり、それから日本代表として、明日、またスコットランドとの代表戦に出場するような、日本でもトップの選手を輩出された、伝統のあるスポーツ少年団ということで、我々としてもそういう活動を支援したいということを考えてございますので、サッカーなりラグビーなり、町内のスポーツの活動に使っていただきたいと考えてございます。

2点目の管理の部分でございますが、確かに芝生の維持管理についてはかなりの経費がかかってくるかと考えておりますが、現状、2名の管理人、現地におりますので、2名の管理人に管理をいただくということで、散水用の水道経費は膨らむかなとは思っておりますけども、それ以外はおおむね現状の管理費の中で対応できると考えてございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま政策監のほうから自分が言いたかったことを言っていて、サッカー並びにラグビーのほうで使えるように。実際に、先ほど答弁あったように、かなり盛り上がっているところでございます。

また、そのサッカーするにしたら、やっぱりゴールも設置しなければならないし、ラグビーするにはラグビーのH型のものをつけなければならない、いろいろな要望があると思います。

その団体からも言ってきてると思いますので、できるだけ酌んでいただけるように、これは要望させていただきたいなと思います。

それと、この図面を見させていただいて1点質問なんですが、倉庫というのは、あるのかなのか。この中の地図ではちょっと見当たらないので、いろいろ広場にはつきものかなと思いますので、建設する予定があるのか、答弁願いたいと思います。

○道工晴久議長 企画政策監、西 啓介君。

○西 企画政策監 倉庫の設置の件についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、多目的広場の中には幾つか倉庫をもう既に設置しておりますので、現状としてはその倉庫を活用することで十分対応できるかと考えてございます。

ただ、必要に応じて、また設置が必要な場合は検討してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第45号「工事請負契約締結の件(いきいきパークみさき広場整備工事)」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第5、追加議案第46号「岬町多奈川地区財産区有地の処分の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 日程第5、議案第46号、岬町多奈川地区財産区有地の処分の件について、説明いたします。

岬町多奈川地区多目的公園の企業誘致に係る進出企業に、多奈川地区財産区有地を売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、議会の議決を要する財産処分の種類及び金額につきましては、地方自治法施行令に定められている基準に従い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例に定められております。土地の売払については面積が5,000平方メートル以上、かつ予定価格の金額が700万円以上のものは議会の議決を要することとなっております。

契約の内容について説明いたします。

売り払う土地の所在地、種別、面積につきましては、岬町多奈川谷川3351番140の一部、雑種地、3万7,707.41平方メートルであります。

処分価格は、1億8,552万457円です。

この処分価格につきましては、不動産鑑定士によります平成28年6月1日時点の不動産鑑定評価額に基づいております。

なお、1平方メートル当たりの処分単価は4,920円となっております。

処分の相手方は、大阪府堺市堺区石津町3丁7番51号 株式会社コーヨークリエイト 代表取締役高田正利でございます。

本件につきましては、6月17日に開催されました多奈川地区財産区管理会において同意が得られていることを申し添えさせていただきます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対の方ございませんか。

それでは、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 多奈川の企業誘致のところに進出していただく企業が決定、また、買い取りということで、さらに岬町が一步よくなっていくなど感じております。

また、先日の空港対策委員会で社長の人柄にふれ、頑張っていたけると確信しましたので、賛成とさせていただきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで討論を終わります。

これより、議案第46号「岬町多奈川地区財産区有地の処分の件」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって平成28年第2回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午前11時37分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成28年6月24日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 松 尾 匡

議 員 反 保 多 喜 男